

令和6年度 第2回 三条市都市計画審議会

**三条市都市計画マスタープラン
全体構想（案）について**

令和7年2月20日（木）

目次

1. 本日の議題について P2～3
2. 第1回都市計画審議会の振り返り P4～5
3. アンケート調査結果の概要 P6～12
4. 都市計画マスタープラン全体構想（案）について
 - 4-1 都市づくりの主要課題 P13～15
 - 4-2 将来目標の設定 P16～22
 - 4-3 全体構想における主要な変更点 P23～61
5. 今後のスケジュール（案） P62～63

1. 本日の議題について

1. 本日の議題について

令和6年度検討手順(全体構想案の策定)

第1回都計審
説明内容

① 現行計画の評価検証

評価・検証

- 社会情勢の変化
- 市の現況整理
- 関係課へのヒアリング

② 市民アンケート調査

第2回都市計画審議会

議題:「都市計画マスタープラン全体構想(案)について」

③ 都市づくりの主要課題の整理

第1編
市の概況と都市づくりの主要課題

第2回都計審
説明内容

④ 将来都市像と都市づくりの目標検討

第2編 全体構想 第2～3章
●将来目標の設定
●将来都市構造

※第1章(都市計画マスタープランの構成等)は、第1回都計審で説明済み

⑤ 分野ごとの都市計画の方針の検討

第2編 全体構想 第4～7章
●土地利用の基本方針
●都市施設等の整備方針
●都市環境の形成・保全等の方針
●防災都市づくりの方針

2. 第1回都市計画審議会の振り返り

2. 第1回都市計画審議会の振り返り

【目標1】
地域の風土を活かした
都市づくり

〔課題〕 ○高齢化・担い手不足の状況下における農地や森林の維持・保全
○歴史的資源の管理体制構築や、活用に向けた仕組みづくり

〔見直しの視点〕 ◎効率的な維持管理と経営手法の検討への新技術の導入
◎地域に根差した歴史文化資源の活用に向けた市民意識の醸成

【目標2】
三条の個性が光る
都市づくり

〔課題〕 ○地場産業を担う人材の確保、ものづくり産業の高付加価値化と生産性の向上
○国道289号八十里越開通による整備効果の最大限の発揮

〔見直しの視点〕 ◎多様な人材が集まり、成長し、活躍できる雇用労働環境の創出
◎「八十里越街道」を介した交流人口の増加に資する観光施策の推進

【目標3】
質が高く機能的な
都市づくり

〔課題〕 ○中心市街地活性化に向けた取組の強化
○財政状況を踏まえた効率的な公共投資や維持管理コストの縮減
○社会インフラの選択と集中による持続可能なまちづくりへの取組

〔見直しの視点〕 ◎立地適正化計画に基づく居住機能及び都市機能の誘導
◎地域の実情に応じた各拠点の都市施設の適正配置の推進、DX等の新技術の活用による持続可能なまちづくりに向けた取組
◎実情に応じた社会インフラ整備計画の見直し

【目標4】
災害に強く住み良い
都市づくり

〔課題〕 ○激甚化・頻発化している災害に対するハード・ソフト両面での対策強化
○地域の防犯体制の維持・確保
○安心して暮らせる環境の構築に向けた公共交通の維持・充実

〔見直しの視点〕 ◎国土強靱化計画や立地適正化計画の防災指針と連携した取組の実施
◎地域の防犯活動の促進及び地域コミュニティの維持や醸成に関する支援
◎地域公共交通計画に基づく公共交通利用環境の整備

【目標5】
市民とともにある
都市づくり

〔課題〕 ○社会情勢や市民ニーズの変化に伴い多様化する行政課題への対応に向けた、協働によるまちづくりのさらなる推進

〔見直しの視点〕 ◎地域コミュニティの維持や醸成に関する支援
◎地域住民主体の身近な社会インフラの維持管理体制拡大や、民間活力の導入の推進

3. 市民アンケート結果の概要

3. アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

◆調査の目的

本市の都市づくりに対する満足度や、将来のまちづくりの方向性等の意向を把握し、都市計画マスタープランの改定に反映させるため

◆調査概要

- 調査対象

三条市民の満16歳以上から3,000名を抽出

- 調査方法

郵送調査、インターネットによる回答

- 調査期間

令和6年（2024年）10月4日（金）～10月25日（金）

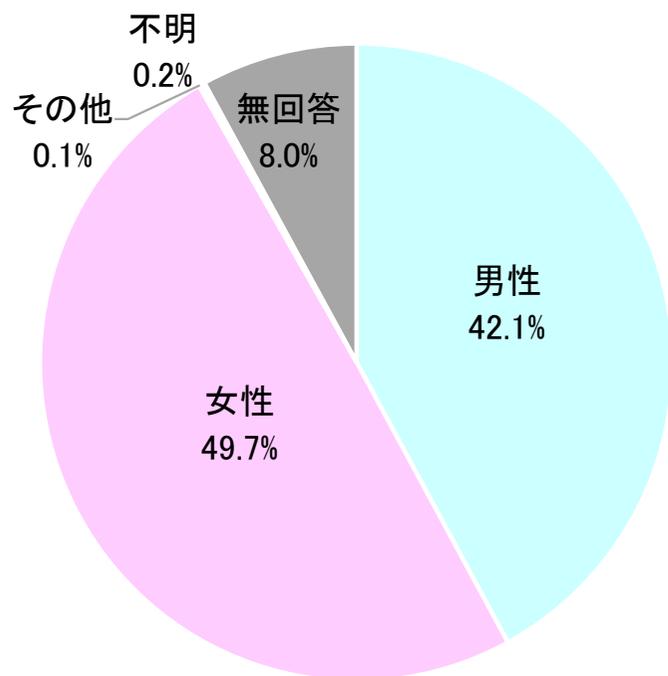
- 配布数・回収率

配布数 3,000件、回収数 1,177件、回収率 39.2%

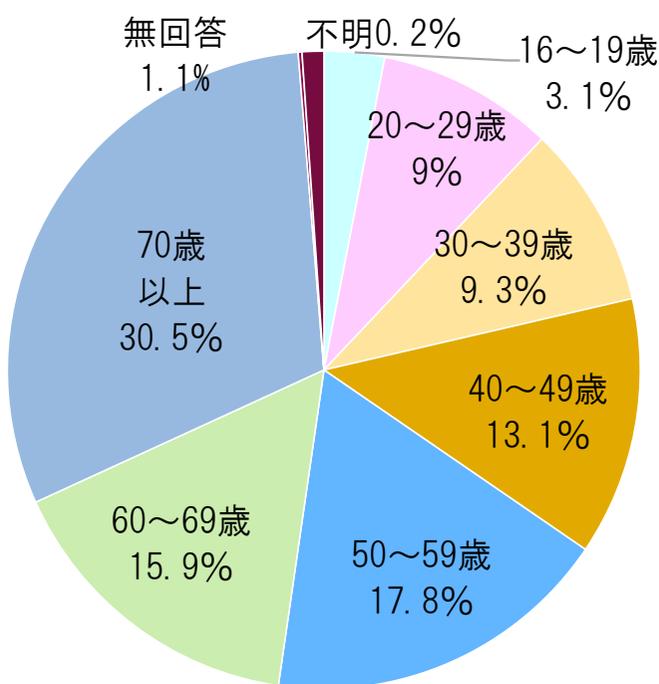
3. アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

◆回答者の属性

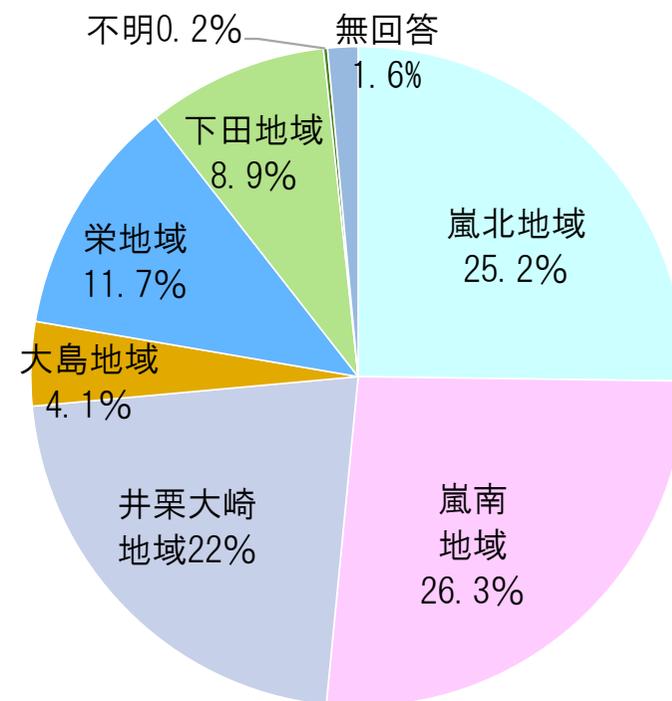
（1）性別



（2）年齢



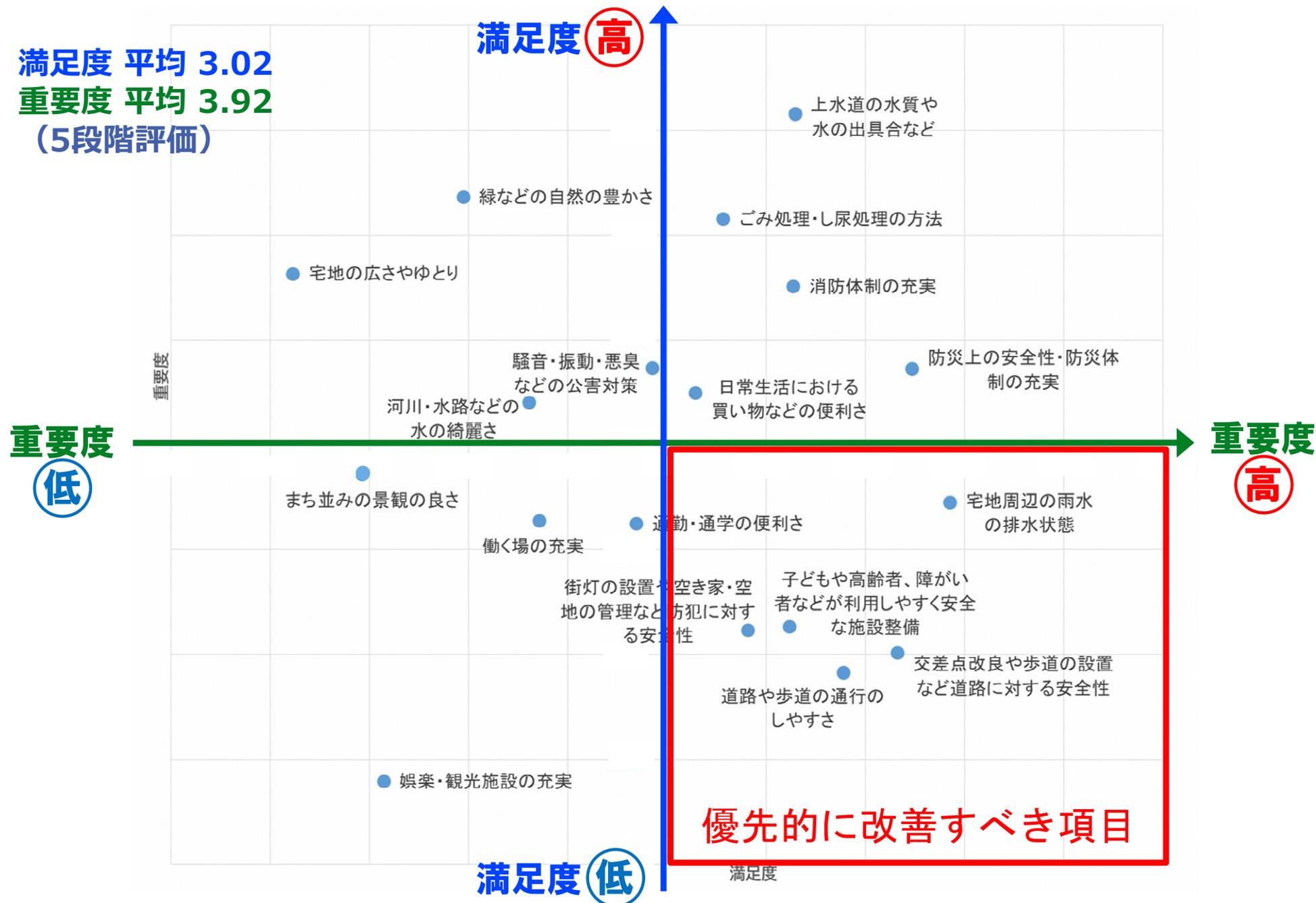
（3）生活圏域



3. アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

◆生活環境の「満足度」と「重要度」

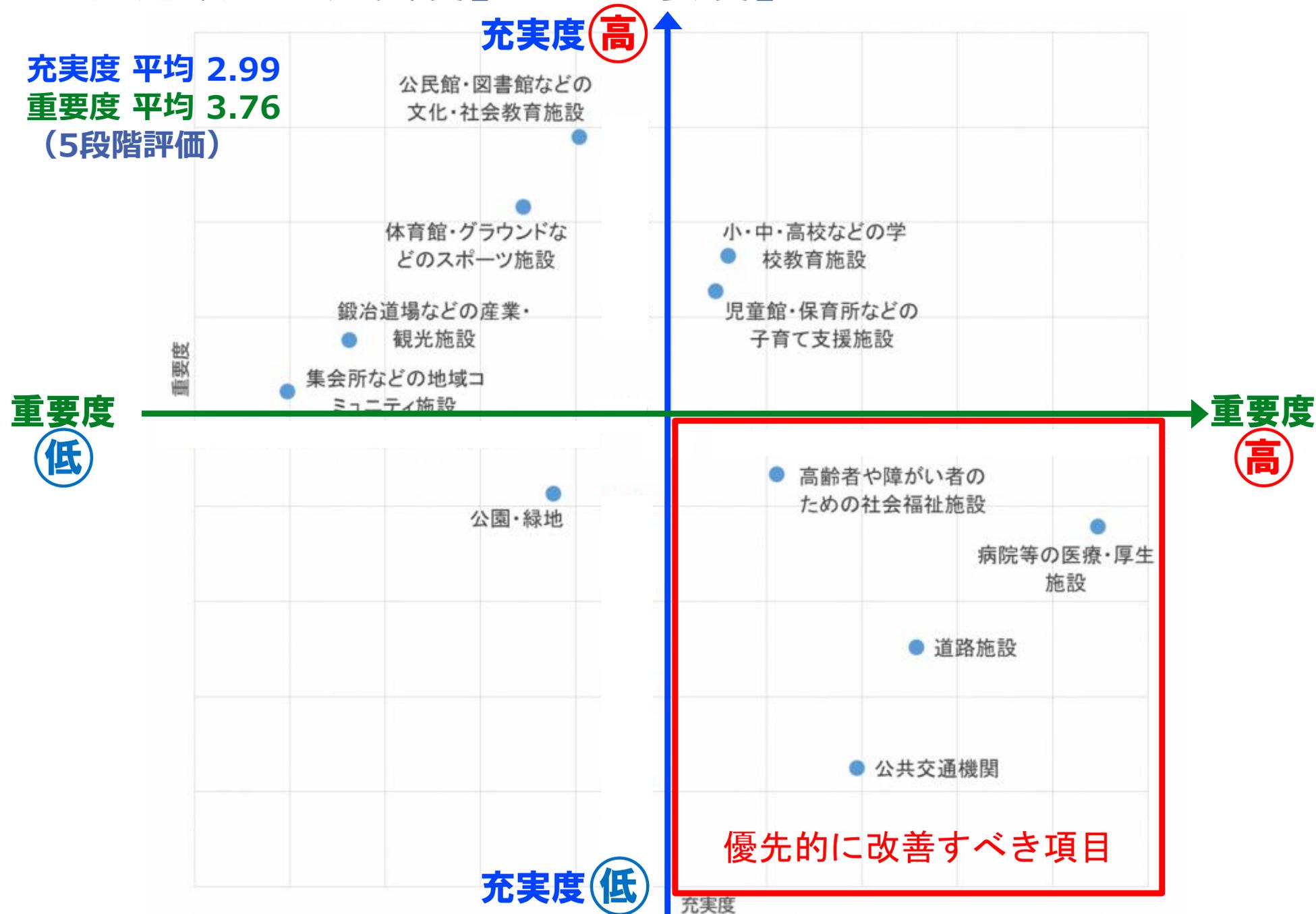
満足度 平均 3.02
重要度 平均 3.92
(5段階評価)



3. アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

◆公共施設の「充実度」と「重要度」

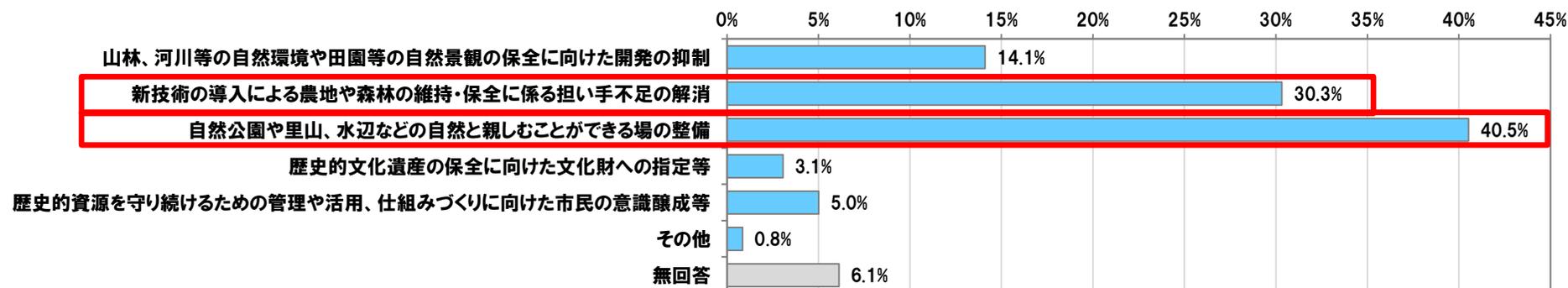
充実度 平均 2.99
重要度 平均 3.76
(5段階評価)



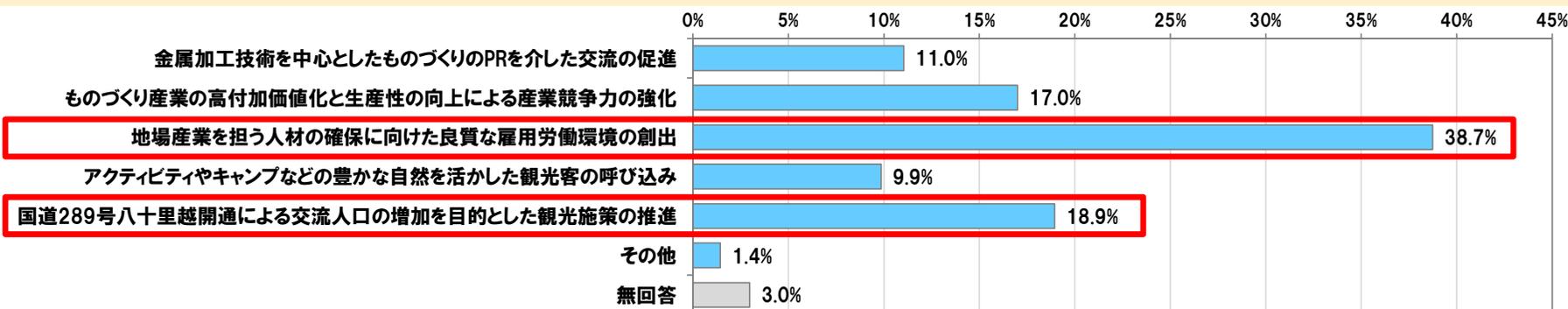
3. アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

◆都市づくりの理念の実現に向けて重要なこと

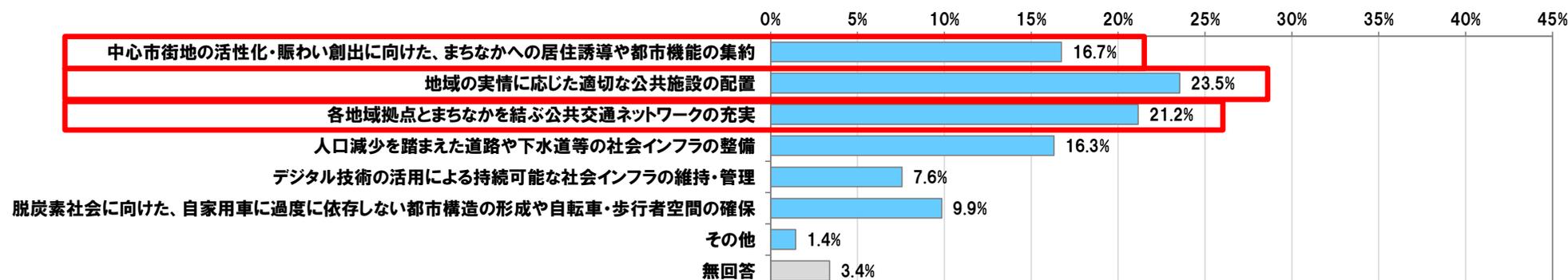
●地域の風土を活かした都市づくり



●三条市の個性が光る都市づくり



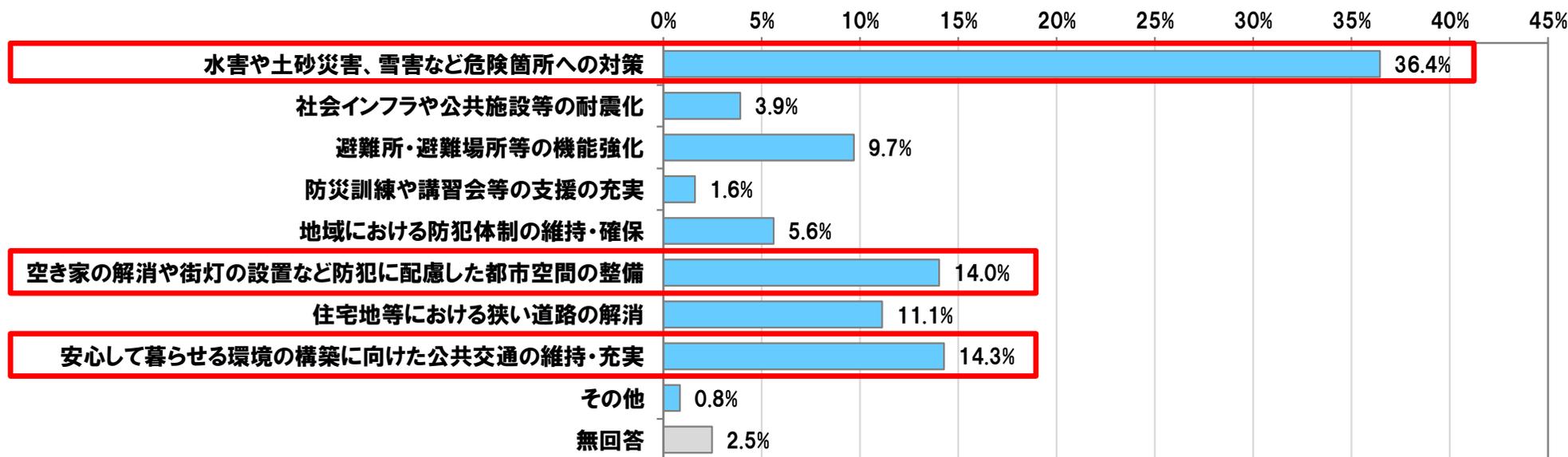
●質が高く機能的な都市づくり



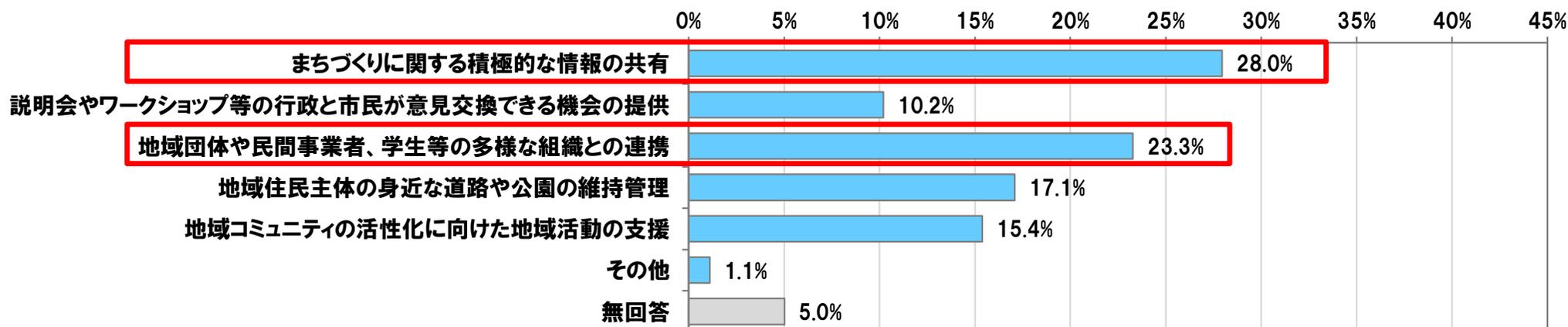
3. アンケート調査結果の概要（一部抜粋）

◆都市づくりの理念の実現に向けて重要なこと

●災害に強く住み良い都市づくり



●市民とともにある都市づくり



4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4-1 都市づくりの主要課題

前回整理した課題

本市の現状

- 高齢化・担い手不足による農地や森林の維持・保全
- 歴史的資源の管理体制構築や活用に向けた仕組みづくり
- 中心市街地活性化に向けた取組の強化
- 地場産業を担う人材確保、ものづくり産業の高付加価値化と生産性の向上
- 国道289号八十里越開通による整備効果の最大限の発揮

社会情勢の変化

- 財政状況を踏まえた公共投資や維持管理コストの縮減
- 選択と集中による持続可能なまちづくりへの取組
- 激甚化・頻発化している災害への対策強化
- 地域の防犯体制の維持・確保
- 安心して暮らせる環境に向けた公共交通の維持・充実

市民意向

- 社会情勢や市民ニーズの変化に伴い多様化する行政課題への対応に向けた協働によるまちづくりのさらなる推進

都市づくりの主要課題

人口減少・超高齢社会への対応

中心市街地の空洞化への対応

自然環境・景観等の保全と活用

三条市の個性を活かした都市づくりの推進

厳しさを増す財政状況などへの対応

高度な技術を活用した都市づくりへの対応

災害に強い都市づくりへの対応

市民アンケートより抽出

安全に快適に暮らせる生活環境の確保

公共交通機関の充実

市民意向から見た課題

安全に快適に暮らせる生活環境の確保

- 市民アンケートによる生活環境面での調査結果より、優先的に改善すべき項目として、「雨水の排水」、「交差点改良や歩道の設備等」、「道路や歩道の通行のしやすさ」、「子どもや高齢者、障がい者にとって利用しやすい施設整備」、「防犯性の向上」が挙げられた。

公共交通機関の充実

- 市民アンケートにより、公共施設の中でも優先すべき施設として、「道路施設」と「公共交通機関」が抽出され、最も充実度が低い項目として、「公共交通機関」が挙げられた。
- 車社会である三条市において、子どもや高齢者等の交通弱者にとって必要不可欠であり、更には超高齢化社会への対応が求められる中で、免許返納者からのニーズが今後増えることが考えれる。

4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－2 将来目標の設定

都市づくりの理念

豊かな自然に恵まれた 歴史と文化の息づく
創意にみちた ものづくりのまち

都市づくりの目標

【目標1】 地域の風土を活かした都市づくり

【目標2】 三条の個性が光る都市づくり

【目標3】 質が高く機能的な都市づくり

【目標4】 災害に強く住み良い都市づくり

【目標5】 市民とともにある都市づくり

（3）目標の実現に向けた展開

【目標1】 地域の風土を活かした都市づくり

見直しの
視点



●効率的な維持管理と経営手法の検討
への新技術の導入

●地域に根差した歴史文化資源の活用に向
けた市民意識の醸成

	現行計画	見直し案
展開 1	<p>河川などの水辺や周囲の山々は、三条市の風景を形づくる上で重要であり、貴重な自然空間となっています。この豊かな自然との調和・共生を前提に都市づくりを進めて行きます。</p>	<p>河川などの水辺や田園、周囲の山々は、三条市の風景を形づくる上で重要であり、貴重な自然空間となっています。この豊かな自然を<u>守り続けるため、それらの保全に関わる農林業の維持や担い手確保に向けた新技術の導入などを展開し、自然と親しむ場・機会の創出を図りながら</u>自然との調和・共生を前提に都市づくりを進めて行きます。</p>
展開 2	<p>市内に点在する多くの歴史文化遺産は、三条市の歴史的な奥深さと地域固有の趣を創り出しています。長い歴史の文化を守り、活かすことにより、地域固有の風土が将来にわたり感じられる都市づくりを進めて行きます。</p>	<p>市内に点在する多くの歴史文化遺産は、三条市の歴史的な奥深さと地域固有の趣を創り出しています。<u>長い歴史の文化を市民とともに守り、活かすことで意識の醸成を図り</u>、地域固有の風土が将来にわたり感じられる都市づくりを進めて行きます。</p>

(3) 目標の実現に向けた展開

【目標2】 三条の個性が光る都市づくり

見直しの
視点



● 多様な人材が集まり、成長し、活躍できる雇用労働環境の創出

● 「八十里越街道」を介した交流人口の増加に資する観光施策の推進

	現行計画	見直し案
展開1	都市の差別化は都市づくりにおける重要な視点であり、新潟市や長岡市といった2大都市圏との違いを明確にすべく、ものづくりの技術や豊かな自然などの観光資源等を活用し、市内外の交流を促進することで個性と活気のある都市づくりを進めていきます。	本市は多種多様な金属加工技術を中心とし、高い雇用吸収力を有するとされる製造業が集積した工業都市です。一方で人口減少や若年層の市外への流出により都市の活力や経済力の低下が危惧されます。このことから、より多様な人材が市内外から集まり、活躍できる良質な雇用労働環境の創出を図ることにより、今後も持続的に発展する都市づくりを進めていきます。
展開2	—	本市は、「アウトドアのまち」として、豊かな自然やアウトドアメーカーの集積地という個性を活かした交流促進も積極的に展開しています。今後はさらに「八十里越街道」の開通を見据えた広域的な交流人口増に資する施策の展開も図りながら、本市の個性が光る交流・観光都市づくりを進めていきます。

(3) 目標の実現に向けた展開

【目標3】 質が高く機能的な都市づくり

見直しの
視点



●立地適正化計画に基づく居住機能及び都市機能の誘導の推進

●実情に応じた社会インフラ整備計画の見直し

●地域の実情に応じた各拠点の都市施設の適正配置の推進、DX等の新技術の活用による持続可能なまちづくりに向けた取組

	現行計画	見直し案
展開1	<p>人口減少や少子高齢社会の到来、公共投資の減少が見込まれる中で、豊かな緑が広がる環境や既存の都市基盤を活かしつつ、「土地利用の適正配置」と「都市機能の集約化」による“コンパクト”で機能的な都市づくりにより、都市としての利便性や暮らしやすさを高めます。</p>	<p>人口減少、少子高齢社会にあっても将来にわたってまちの活力を維持し続けていくため、豊かな緑が広がる環境や既存の都市基盤を活かしつつ、居住及び都市機能の誘導による中心市街地の活性化、また、公共交通の強化等により、“コンパクト+ネットワーク”で機能的な都市づくりを進めて行きます。</p>
展開2	<p>市町村合併に伴い市域の連携強化が必要不可欠であることから、各拠点間の機能分担の明確化、公共交通ネットワーク等の強化や身近な公共施設などの適切な配置により、歩いて暮らせる区域と都市機能が集積した区域を結ぶ機能的な都市づくりに向けての実効性を高めて行きます。</p>	<p>将来人口の減少が予測される中、都市施設や社会インフラは、財政状況や地域の担う役割等を踏まえ、選択と集中による効果的かつ戦略的な整備を進め、地域の特性や実情に応じた適正配置を行うとともに、DX等の新技術を活用した高質で持続可能な都市づくりを進めて行きます。</p>

（3）目標の実現に向けた展開

【目標4】

災害に強く住み良い都市づくり

見直しの
視点



● 地域防災計画や立地適正化計画の防災指針と連携した取組の実施

● 地域の防犯活動の促進及び地域コミュニティの維持や醸成に関する支援

● 地域公共交通計画に基づく公共交通利用環境の整備

	現行計画	見直し案
展開1	7.13 豪雨水害による五十嵐川等の堤防の決壊や溢水等の甚大な被害の経験や教訓を踏まえ、防災・減災対策の効果的な実施による災害に強い都市づくりを進めて行きます。	7.13 水害から20年が経過する中、近年は全国各地で地震や豪雨等による災害が発生しています。本市が経験した災害の記憶を伝承し、 <u>防災訓練を始め市民の防災意識の向上に向けた取組等、ハード・ソフト両面で防災対策を実施し、</u> 災害に強い都市づくりを進めて行きます。
展開2	都市づくりにおいて、地域の治安確保が重要な課題であるため、防犯対策にも視点を広げ、犯罪のない都市づくりを進めて行きます。	地域の治安確保のため、 <u>空家の解消等や防犯カメラの設置等の地域の防犯活動の促進、地域コミュニティの維持・醸成への支援により、地域一体となって</u> 犯罪のない安心に暮らせる住みよい都市づくりを進めて行きます。
展開3	車が主な移動手段である現状から、道路環境改善による歩行者等の安全確保や渋滞の解消を進めます。また、公共交通の利用環境を高め、誰もが安全に安心して活動できる都市づくりを進めて行きます。	道路環境の改善による歩行者等の安全確保や渋滞の解消を進め、 <u>交通事故のない住みよい都市づくりを進めて</u> 行きます。また、 <u>公共交通の維持・充実により、交通弱者にとって利便性の高い移動手段の確保を図り、</u> 誰もが安全に <u>快適に移動できる</u> 住みよい都市づくりを進めて行きます。

（3）目標の実現に向けた展開

【目標5】 市民とともにある都市づくり

見直しの
視点



● 地域住民主体の身近な社会インフラの維持管理体制拡大や、民間活力の導入の推進

● 地域コミュニティの維持や醸成に関する支援

	現行計画	見直し案
展開 1	<p>心地よく安心して暮し続けることができる都市づくりを進めて行くためには、市民の協力や合意形成が不可欠であるとともに、都市づくりが身近なものでなければなりません。</p> <p>市民と行政の役割分担を明らかにしながら、協働の都市づくりを推進する体制づくりを進めて行きます。</p>	<p>心地よく安心して暮し続けることができる都市づくりを進めて行くためには、市民の協力や合意形成が不可欠であるとともに、都市づくりが身近なものとなるよう、<u>多様な媒体や手法を用いて都市づくりに関する積極的な情報共有を行います。</u></p> <p>また、<u>少子高齢化により地域コミュニティの脆弱化が危惧されるため、地域コミュニティの維持や醸成に関する支援のほか、地域住民主体の身近な社会インフラの維持管理や民間活力の導入を含めた協働体制の整備などにより、</u>協働の都市づくりを進めて行きます。</p>

4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－3 全体構想における主要な変更点

第3章 将来都市構造

第4章 土地利用の基本方針

第5章 都市施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

第7章 防災都市づくりの方針

4-3 全体構想における主要な変更点

4. 都市計画マスタープラン
全体構想（案）について

第1編 市の概況と都市づくりの主要課題

- 1 市の概況
- 2 都市づくりの主要課題

第2編 全体構想

第1章 都市計画マスタープランの構成等

- 1 位置づけ
- 2 目標年次と対象区域
- 3 考え方と構成

第2章 将来目標の設定

- 1 都市づくりの理念
- ~~2 都市づくりの理念の考え方~~
- 2 都市づくりの目標
- ~~4 将来都市フレーム~~

第3章 将来都市構造

- 1 将来土地利用
- 2 拠点と軸の形成

第4章 土地利用の基本方針

- 1 都市的地域の配置方針
- 2 田園地域の配置方針
- 3 自然地域の配置方針
- ~~4 土地利用誘導施策の適用に向けた基本方針~~

第5章 都市施設等の整備方針

- 1 道路の整備方針
- 2 公共交通施設の整備方針
- 3 公園・緑地の整備方針
- 4 河川・水路の整備方針
- 5 公共下水道の整備方針
- 6 その他公共公益施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

- 2 自然環境及び農林環境等の保全年方針
- 1 市街地環境及び集落居住環境の形成方針
- 3 景観形成の方針
- ~~4 ユニバーサルデザインに配慮した都市づくりの方針~~
- 4 環境負荷の小さい都市づくりの方針
- 5 観光に関わる環境の形成方針

第7章 防災都市づくりの方針

- 1 災害等に強い都市づくりの整備方針
- 2 水害に強い都市づくりの整備方針
- 3 震災に強い都市づくりの整備方針
- 4 土砂災害への対応と雪害対策の強化

※ 赤字は現行計画から削除・変更した項目

第3編 地域別構想

第1章 地区別都市づくりの考え方

- 1 地区区分の考え方
- 2 地区区分 (~~13~~6地区)

第2章 地区別都市づくりの方針

- 1 地区の特性
- 2 地区の課題
- 3 地区の将来目標
- 4 地区づくりの方針

第4編 実現化の方策

令和7年度検討

4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－3 全体構想における主要な変更点

第3章 将来都市構造

第4章 土地利用の基本方針

第5章 都市施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

第7章 防災都市づくりの方針

2 軸と拠点の形成

(1) 拠点の形成方針

① 中心拠点

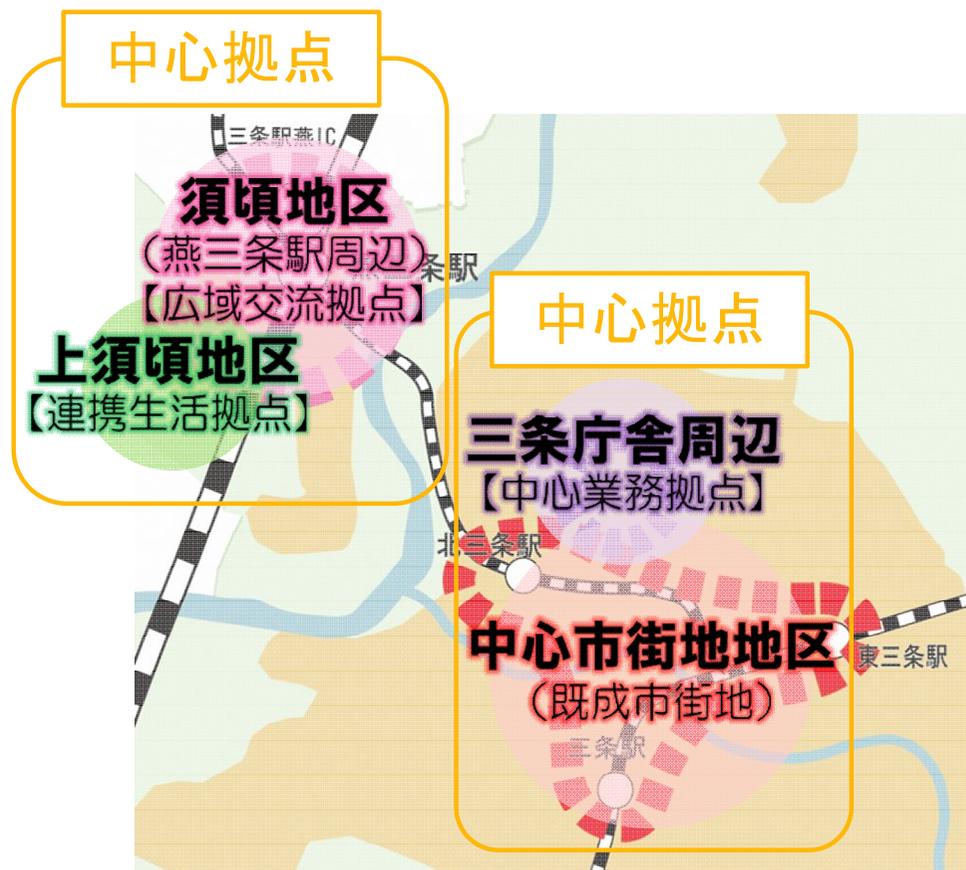
[変更概要]

- 「広域立地適正化に関する基本方針」との整合を図り、上須頃地区（連携生活拠点）の追加。
- 立地適正化計画との整合を図るため、「広域交流拠点」「連携生活拠点」を中心拠点に分類することで、現行では既成市街地のみを中心拠点としていたが、都市機能集積をすべき拠点を中心拠点とする。

< 現行計画 >



< 見直し案 >



2 軸と拠点の形成

(1) 拠点の形成方針

- ②中心業務拠点
③広域交流拠点 → ①中心拠点に集約

②地域拠点

[変更なし]

③広域連携地域拠点

[変更概要]

○国道289号八十里越の開通に伴い福島県とつながる玄関口として、八木ヶ鼻温泉周辺の自然観光、地域交流、利便性を図るため新規追加。

④産業拠点・研究拠点

[変更概要]

- 産業拠点として、工業団地に「大島工業団地」「中央工業団地」「工業流通団地」を追加（図の変更）。
- 研究拠点としての位置づけを見直し、地域の発展に資する研究活動を行う場所を対象としたことによる修正。

⑥定住拠点【削除】

[変更概要]

○定住促進については、立地適正化計画の中で整理することから項目削除。

2 軸と拠点の形成

(2) その他拠点の形成方針

① 交通拠点

[変更概要]

- 表現の修正

② 歴史・文化拠点

[変更概要]

- 三条の歴史的な奥行きや地域固有の趣を作り出す歴史的遺産となっている主な社寺に加え、それらを次世代に継承するための役割を担う市内の主な施設を歴史・文化拠点とした。

③ スポーツ・レクリエーション拠点

[変更概要]

- 「アウトドアのまち宣言」をしていることから、市民の憩いの場、また観光交流の拠点として「大規模な公園」のほかに「野外スポーツ施設」「アウトドア施設」を追加し、拠点名を変更。
- 「漢学の里ただ」をレクリエーション拠点から削除、新たな「道の駅」や「まちの駅」設置の検討については削除。

2 軸と拠点の形成

(3) 軸の形成方針

① 国土交通軸

[変更なし]

② 圏域交通軸

[変更なし]

③ 域内交通軸（都市軸、外環状軸、内環状軸、地域連携軸、地域軸）

[変更概要]

○南北方向における地域軸に、国道289号バイパス（3.3.7 大島東大崎線）の代替路線として位置づけている「下谷地合屋線ほか」を追加。

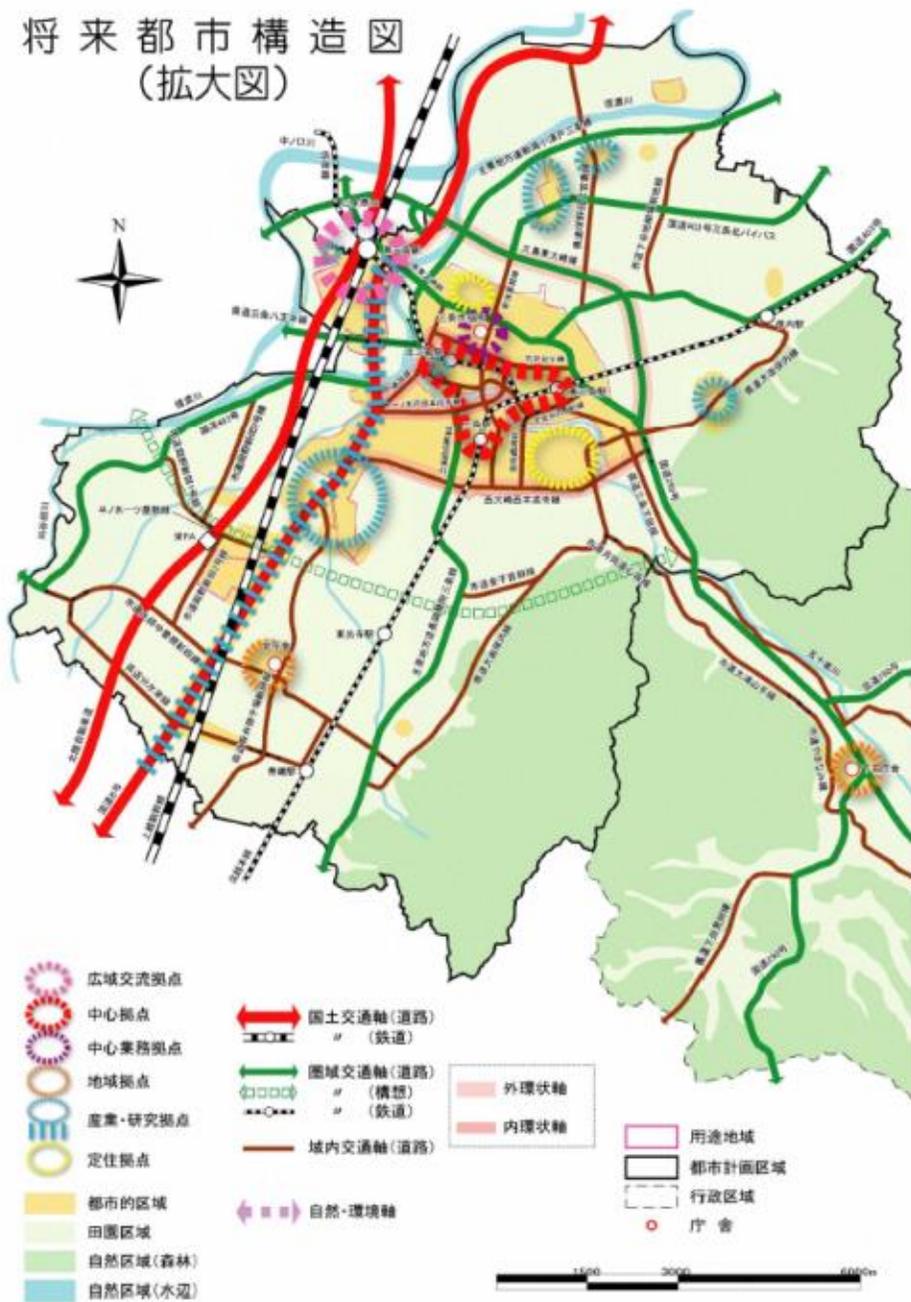
④ 自然・環境軸

[変更概要]

○越後三山只見国定公園や奥早出栗守門県立自然公園については、第6章都市環境の形成・保全の方針の中で、緑の保全について定めており、軸として位置づける必要がないため削除。

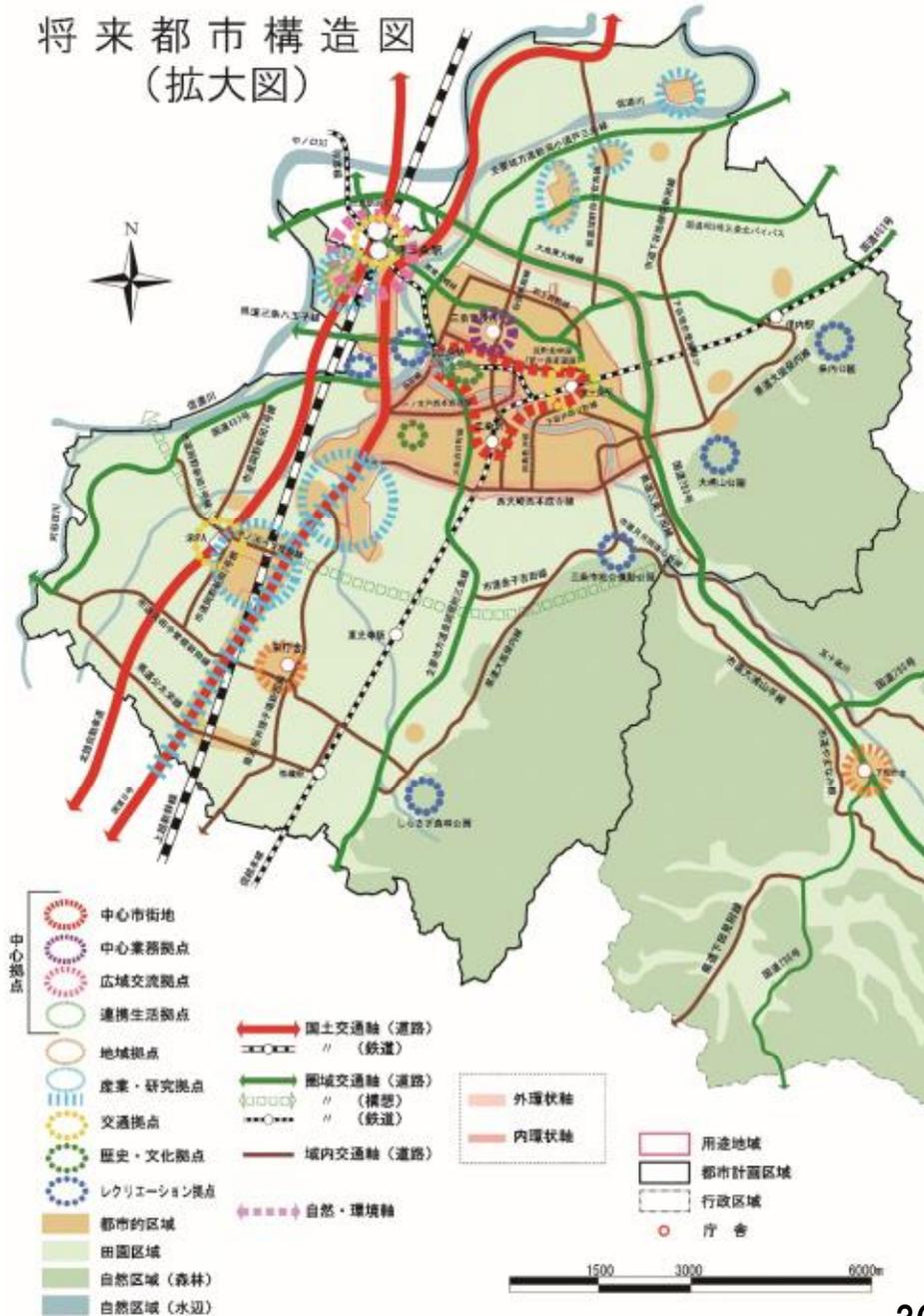
<現行計画>

将来都市構造図
(拡大図)



<見直し案>

将来都市構造図
(拡大図)



4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－3 全体構想における主要な変更点

第3章 将来都市構造

第4章 土地利用の基本方針

第5章 都市施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

第7章 防災都市づくりの方針

1 都市的區域の配置方針

(1) 商業・業務区域

目標3-展開1

立地適正化計画に基づく居住誘導や中心市街地についての活性化について反映

① 中心商業地

[変更概要]

- 図書館等複合施設の整備に伴う中心市街地の活性化について追記。
- 「三条市立地適正化計画」の誘導施策に基づいた居住機能の集積について追記。

② 中心業務地

[変更なし]

③ 広域商業地 ← 広域商業・業務地

[変更概要]

- 須頃地区へのアクセス道路となる市道上須頃262号線の整備推進について追記。

④ 地域業務地 ← 地域商業・業務地

[変更概要] なし

⑤ 沿道型商業地

[変更概要]

- 3.5.27 西大崎西本成寺線沿道は、現行計画から沿道型商業地に位置づけており、商業地化が進んだ現状を踏まえ、商業系用途地域への見直し等により適正な誘導を目指すことを追記。

(2) 産業区域

① 工業地

[変更概要]

○生産性向上に向けた企業規模の拡大への対応を追記。

② 工業地（市街地隣接型）

[変更概要]

○表現の修正。

③ 流通・業務地

[変更なし]

④ 研究研修地

[変更概要]

○燕三条地場産業振興センター、三条市立大学を追記。

⑤ 伝統的地域産業保全地

[変更概要]

○北三条駅周辺について、伝統的地域産業の伝承の拠点として追記。

目標2-展開1

良質な雇用環境の創出に寄与するため、
企業規模の拡大への柔軟な対応について反映

1 都市的區域の配置方針

(3) 住宅区域

① 住宅専用地 ← 低層専用住宅地

[変更概要]

- 第二種中高層住居専用地域の住居環境保全・改善や生活基盤の整備・拡充について追記。
- 「三条市立地適正化計画」に基づいた居住誘導を図ることを追記。

集約

② 中層住宅地

② 一般住宅地

[変更概要]

- 「三条市立地適正化計画」に基づいた居住誘導を図ることを追記。

目標3-展開1

立地適正化計画に基づく居住誘導や中心市街地についての活性化について反映

(1) 農業区域

[変更概要]

○農地の機能として、景観形成、環境保全の他に防災面を追記。

(2) 集落区域

[変更なし]

(3) 用途地域縁辺区域

[変更なし]

(1) 森林区域

① 自然公園区域

[変更なし]

② 森林区域（その他）

[変更概要]

○アウトドア施設など、レクリエーション・交流の場としての活用の促進について追記。

(2) 水辺区域

① 水辺区域

[変更概要]

○水と親しむ空間として、河川緑地等における各種レクリエーション・イベント等を追記。

4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－3 全体構想における主要な変更点

第3章 将来都市構造

第4章 土地利用の基本方針

第5章 都市施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

第7章 防災都市づくりの方針

1 道路の整備方針

(1) 整備目標

[変更なし]

道路は、都市づくりを支える重要な柱であることから、幹線道路から生活道路に至るまで、土地利用と機能に応じた道路網の構築と道路環境の向上・改善を図る。

(2) 道路の整備方針

①国土交通軸（国道8号）の整備方針

[変更概要]

○慢性的な渋滞解消による交通の円滑化及び地域経済の活性化を追記。

②圏域交通軸（国道289・290・403号、主要地方道等）の整備方針

[変更概要]

○国道289号八十里越について、今後の交通需要の変化に応じた市街地内道路とのネットワークの強化を追記。

目標2-展開2

国道289号八十里越の開通を見据えた施策の展開を踏まえ
反映

1 道路の整備方針

(2) 道路の整備方針

③ 域内交通軸の整備方針

[変更概要]

- 国道403号方面から上須頃地区へのスムーズな交通アクセスの確保のため、「市道上須頃262号線」の整備促進を追記。
- 都市計画道路や、幹線道路については財税状況を踏まえた優先順位の考慮を追記。

(3) 道路環境の改善方針

目標3-展開2

選択と集中による実情に応じた社会インフラ整備を踏まえ反映

① 安全な道路空間の確保

[変更概要]

- 通学路の危険個所の改善に向けた取組強化について追記。

② 質の高い道路空間の創出

[変更概要]

- 適正な維持管理にあたり、民間活力の導入について追記。

目標5-展開1

維持管理等への民間活力の活用について反映

③ 雪に強い道路の整備

[変更なし]

(4) 都市計画道路の整備と見直し

[変更概要]

- 表現修正。

2 公共交通施設の整備方針

(1) 整備目標

目標3-展開1

公共交通の強化等による機能的な都市づくりを踏まえ反映

[変更概要]

- 「三条市地域公共交通総合連携計画」から「三条市地域公共交通計画」に変更。
- デマンド交通の内容を追記。

市民の移動手段として基本的かつ重要な機能である鉄道、バス等の公共交通は、「三条市地域公共交通計画」*に基づきながら、今後もその運行を継続し、社会情勢の変化に応じて必要な見直しを実施していくとともに、デマンド交通*の維持に努め、新たな移動需要への対応を通じて、将来にわたって誰もが移動しやすく、さらに人を動かし、まちを活性化させる持続的な公共交通体系を構築する。

(2) 公共交通の整備方針

①交通結節拠点における連携強化等

[変更概要]

- 交通結節点における対応として、駅前広場の拡充を削除。

②鉄道交通の充実

[変更なし]

目標4-展開3

公共交通の維持・充実、地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化の検討について反映

③バス交通の維持・充実

[変更概要]

- バス路線から離れた地域の移動を支え、誰もが使いやすい移動手段の確保を追記。
- 国道289号八十里越の開通による生活利便性の向上や交流人口の増加を見据え、円滑な移動を実現するための公共交通機関の運行や交通手段について只見町との連携を目指すことを追記。

目標2-展開2

八木ヶ鼻周辺地域の観光地としての魅力向上を踏まえ反映

(2) 公共交通の整備方針

④ 中心拠点と地域拠点等の連携強化

[変更概要]

- 地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化を検討し、中心拠点と地域拠点間等のアクセス性、利便性の向上について追記。

目標4-展開3

公共交通の維持・充実、地域の輸送資源を活用した路線の高頻度化の検討について反映

⑤ 総合交通計画の検討【削除】

[変更概要]

- 「総合交通計画」については、「地域公共交通計画」を策定したことにより削除。

3 公園・緑地の整備方針

(1) 整備目標

[変更概要]

○民有地の緑化に関する記載は、「第6章 1(4)市街地の緑の整備方針」(→P48)へ集約。

公園や緑地は、都市に潤いややすらぎをもたらすとともに、防災面においても避難地としての役割をはじめ延焼防止効果、さらに脱炭素社会実現への寄与、生物多様性の形成及び緑環境や景観等を活かした地域振興など、多様で重要な機能を担っていることから、公園・緑地整備を推進する「緑の基本計画」※の策定等により、整備・保全等を計画的に進める。

また、このような機能を社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において活用し、持続可能で魅力的なまちづくりを進める「グリーンインフラ」の理念に基づきながら、既存の各種公園・緑地の適正な維持管理を図るとともに、効果的・計画的な公園・緑地の整備に努める。

(2) 公園・緑地の整備方針

① 緑の拠点となる大規模な公園の整備

[変更概要]

○防災機能を有する公園整備についての調査研究の検討について削除。

② 身近に利用できる公園の整備

[変更概要]

○公園の適正配置を図ることについて追記。

③ 河川緑地等

[変更概要]

○河川緑地について、防災教育の場としての活用を追記。

○「河川空間の整備」、「水とふれあう空間としての活用」についての記載をこちらに集約。

(2) 公園・緑地の整備方針

④水と緑のネットワークの形成

【変更概要】

○緑化施設等の整備だけでなく、適切な維持管理を図ることについて追記。

⑤良好な緑地の保全

【変更概要】

○丘陵地及び山間地に広がる森林の機能として、水源涵養機能、景観形成、環境保全に加え、防災を追記。

(1) 整備目標

[変更概要]

- 近年において激甚化する自然災害に対応するための治水対策として修正。
- 河川敷の利活用については、「3③河川緑地等」に集約したため、削除。

近年の激甚化・頻発化する集中豪雨や台風及び、宅地化の進展等により懸念される家屋の浸水被害や道路冠水といった水害リスクへの対策として、治水対策の強化を推進する。

(2) 河川・水路の整備方針

①治水対策

[変更概要]

- 信濃川水系の河川災害復旧事業については、概ね完了済みのため削除。

②河川空間の整備 → 3 公園・緑地の整備方針③河川緑地等 (P42) に集約

(1) 整備目標

[変更概要]

○表現の修正。

浸水の軽減、生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全など、安全・安心で暮らしやすい都市環境を創出するとともに、健全で良好な水環境の保全・創出を図る。

(2) 下水道の整備方針

① 公共下水道の整備方針

[変更概要]

○近年の集中豪雨の増加や都市化の進展による浸水リスクの増加を踏まえた雨水貯留施設等の整備の推進について追記。

② 農業集落排水の整備方針

[変更なし]

(1) 整備目標

[変更なし]

都市活動を支える上での重要な役割を果たしているその他の公共公益施設については、必要性和需要等に見合った施設整備や既設施設の機能維持・向上を進めることで、市民誰もが暮らしやすい都市環境を構築する。

(2) その他の施設等の整備方針

①水の安定供給に向けた上水道施設の強化

[変更なし]

②公営住宅の環境改善

②公共施設の適正な管理

[変更概要]

○施設の耐震・不燃化等の促進は概ね完了済みであることから、「耐震化の推進」から「適正な管理」に修正。

④情報通信基盤の充実【削除】

③その他の施設整備

[変更概要]

○「三条市公共施設等総合管理計画」、「三条市公共施設再配置計画」に基づき適正な維持管理や将来人口規模等に応じた施設の適正配置に努めることを追記。

集約

4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－3 全体構想における主要な変更点

第3章 将来都市構造

第4章 土地利用の基本方針

第5章 都市施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

第7章 防災都市づくりの方針

1 市街地環境及び居住環境の形成方針

(1) 目標

[変更概要]

- 土地区画整理事業等の記述を削除

(2) 面的整備の整備方針

①土地区画整理事業等

[変更概要]

- 表現の追加

②開発行為等の宅地造成事業

[変更概要]

- 「三条市立地適正化計画」に基づく土地開発の誘導を追記。

(3) 既成市街地等における環境の形成方針

→ ①地区計画等

[変更概要]

- 表現の修正。緑地協定の導入についての追記。

集約

②建築協定・緑地協定

(4) 市街地の緑の整備方針

→ ①緑化の推進 ←公共空間における緑化の推進

[変更概要]

- 市民の主体的な活動による、土地利用の特性に応じた緑豊かな空間づくりについて追記。
- 市民緑地制度の導入の促進などにより、空き地等を活用した市街地の緑化について追記。

集約

②市民参加による緑化の促進

1 市街地環境及び居住環境の形成方針

(5) 居住環境の形成方針

① 良好な住環境の維持・向上

[変更概要]

- 集落環境において、水路や道路改良など地元要望への対応を継続的に行うことを追記。
- 「安全で良質な住宅・宅地の供給」の内容を追記。

② 住宅と工場が共生する都市づくり

[変更概要]

- 特別工業地区については、周囲の居住環境との調和に配慮しながら、利器工匠製造業等の伝統的地域産業等の保護、育成を図ることを追記。

集約

③ 安全で良質な住宅・宅地の供給

(6) 集落環境の形成方針 → (5) 居住環境の形成方針に集約

(6) 防犯・安全に対する環境形成の方針

① 防犯・事故防止に配慮した都市空間の整備

[変更なし]

② 防犯・事故防止活動

[変更概要]

- 多くの地域住民に防犯活動への参加を促すことで防犯体制の強化を図り、犯罪が起りにくい環境づくりを推進することを追記。

目標4-展開2

地域の防犯活動の促進及び地域コミュニティの維持・醸成に関する支援について反映

(1) 目標

[変更概要]

○新技術導入による農林業従事者の担い手不足対策を追記。

(2) 緑の保全方針

① 森林の保全方針

[変更概要]

- 林業所得の向上に向けた取組を推進し、林業の担い手の確保を図ることを追記。
- 国道 289 号八十里越沿線の広域的な連携について追記。

目標1-展開1

持続可能な農地経営に向けた高性能機械の活用や、所得向上に向けた取組について反映

② 屋敷林や社寺林の保全

[変更概要]

- 市民緑地制度に関する記述は、「第6章1(4)市街地の緑の整備方針」へ記載することで削除。
(→P48)

③ 農地の保全・活用

[変更概要]

- 農業所得の向上と担い手確保のため、農地の集積・集約や農産物の高付加価値化、ブランド力の向上を推進することを追記。
- 水源のかん養や自然環境の保全など、農業が持つ多面的機能が発揮されるよう、農業用施設の長寿命化、質的向上を図る共同活動を支援することを追記。

目標3-展開2

選択と集中による整備や適正な維持管理や新技術の活用について反映

(3) 水辺の保全・再生方針

① 自然生態系にも配慮した水辺環境の保全・再生

[変更なし]

② 水とふれあう空間としての活用 → 「第5章公園・緑地の整備方針」の
3 公園・緑地の整備方針③河川緑地等
(P42) に集約

3 景観形成の方針

(1) 目標

[変更概要]

- 「新潟県景観計画」に基づき、本市の特性を踏まえ、良好な景観形成に努めるという内容に修正。

(2) 景観形成の方針

① 自然景観 ← 自然景観の保全

ア 森林景観 ← 山地・丘陵地の森林景観

[変更なし]

イ 田園景観 ← 山間地の田園景観

[変更概要]

- スマート農業の推進や自然を活かした交流活動の拡大について追記。
- 平地部に広がる田園景観の保全について追記。

集約

ウ 平地部に広がる田園景観

エ 河川景観 ← 景観形成の軸となる河川景観

[変更概要]

- 表現の修正

3 景観形成の方針

(2) 景観形成の方針

② 歴史文化的景観 ← 歴史的文化的な景観の再生・活用

ア 歴史的建造物

[変更概要]

- 歴史文化資源の活用に向けたデジタルアーカイブ化等の活用や学校における教育活動の充実について追記。

イ 集落景観

[変更概要]

- 建築物等に関する記述を削除

目標1-展開2

歴史遺産の保全に向けた市民意識の醸成について反映

③ 市街地景観 ← 市街地景観の保全・創出

[変更概要]

- 市独自で建物デザインや色彩の誘導による景観創出、屋外広告物に関する内容の削除。
- 空き家対策による景観の保全を追記。
- 現行計画で、イ流通・業務地景観、才景観軸となる幹線道路景観に記載されていた、国道8号の沿道をはじめとする幹線道路沿道緑化の推進を追記。

集約

ア 中心商業・業務地景観

イ 流通・業務地景観

ウ 工業地景観

エ 住宅地景観

オ 景観軸となる幹線道路景観

(1) 目標

[変更概要]

- 「三条市環境基本計画」と「三条市地球温暖化対策防止実行計画」との関連を記載し、再生可能エネルギーの積極的な活用・創出について記載。

(2) 環境負荷の小さい都市づくりの方針

①環境に対する負荷の低減

[変更概要]

- カーボンニュートラルへの対応によるものづくりに関わる市内中小企業者の競争力の維持、強化について追記。

②循環型社会の形成及び脱炭素社会の実現

[変更概要]

- 脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの活用による市民意識の醸成や自然環境や景観との調和を図りつつ再生可能エネルギーの導入を促進することについて追記。

③環境に配慮した施設等の整備

[変更概要]

- 公共施設の適正な維持管理について追記。

5 観光に関わる環境の形成方針

(1) 目標

[変更概要]

- 「アウトドアのまち」について追記。

(2) 観光ネットワークの形成方針

① 広域観光ルートの主軸の形成

[変更なし]

目標2-展開2

八十里越街道を介した広域観光施策の推進について反映

② 「八十里越街道」を介した交流人口の増加に資する広域観光施策の推進

[変更概要]

- 「八十里越街道」沿線地域の三条市、南会津町、只見町が連携することによる一連の広域観光地の構築について新設項目設置。

集約

③ 観光ネットワークの環境づくり

4. 都市計画マスタープラン 全体構想（案）について

4－3 全体構想における主要な変更点

第3章 将来都市構造

第4章 土地利用の基本方針

第5章 都市施設等の整備方針

第6章 都市環境の形成・保全等の方針

第7章 防災都市づくりの方針

1 災害等に強い都市づくりの整備方針

(1) 目標

[変更概要]

○市民の防災意識及び地域の防災力の向上について記載。

目標4-展開1

市民の防災意識向上、地域防災力の維持・向上について反映

災害の未然防止や災害発生時の安全で的確な避難、円滑な救援・復旧活動などによる被害の縮減など、総合的な対策を講じることにより、災害の起こりにくい、また被害が拡大しにくい都市づくりを推進します。

近年激甚化している災害に対しては、ハードの災害対策だけでなく、災害による被害を最小限にするための自助、共助、公助の取組が重要となることから、市民の防災意識及び地域の防災力の向上に資する取組を推進・支援します。

(2) 災害等に強い都市づくりの整備方針

①災害・緊急時に対応できる道路網の整備

[変更概要]

○救急搬送等の機能強化について、緊急輸送について追記。

②避難路・避難場所の確保

[変更概要]

○公共施設や避難所等の建築物・不燃化などの機能促進は完了していることから削除。

③供給施設（ライフライン）等の確保

[変更概要]

○表現の修正

(2) 災害等に強い都市づくりの整備方針

④ 災害危険箇所等の把握

[変更概要]

○各種ハザードマップの適宜見直しと、市民に対し災害危険性や早期避難に関する周知を行うことを追記。

目標4-展開1

防災対策に関するソフト対策の強化について反映

⑤ 災害時の連絡体制等の強化と減災体制の構築

[変更概要]

○防災無線をはじめとした、多様な情報伝達手段（ホームページ、メール、SNS）の有効的運用や、浸水センサー等の多様な手段を用いた情報発信体制の強化員ついて追記。

○効果的で実効性のある減災体制の構築について追記。

○空家・空地の所有者に対し、危険な空家・空地を原因とする事故や災害の発生の抑制に取り組むことについて追記。

2 水害に強い都市づくりの整備方針

(1) 目標

[変更概要]

○内水による家屋の浸水被害や道路の冠水被害についてと、流域治水について追記。

近年の集中豪雨の増加や都市化の進展等により、**家屋の浸水被害や道路の冠水被害といった水害リスクの増加を踏まえ、ソフト・ハード両面からの対策の強化とともに、あらゆる関係者が協働し流域全体で行う流域治水に基づき、総合的かつ多層的な対策により、水害に強い都市づくりを推進します。**

(2) 水害に強い都市づくりの整備方針

① 河川整備の促進

[変更概要]

○治水事業（河川整備）についての記述のみに変更。

② 流域全体で行う多層的な取組の推進

目標5-展開1

地域コミュニティの維持や醸成に関する支援について反映

[変更概要]

○河川整備以外の流域治水（遊水池、調整池等の内水対策、農地における流出抑制、水防体制等）についての記述に変更。

○雨水計画の見直しによる家屋の浸水被害や道路の冠水被害軽減について追記。

○水防資機材の導入や更新による水防体制の充実について記載。

○国、県、自治会との連携を図り、地域社会全体の防災意識の向上を図ることについて記載。

① 総合的な治水対策の推進

② 雨水排水施設の整備

→上記の項目に組替

(1) 目標

[変更概要]

○表現の修正。

地震発生時の火災、建物の倒壊による円滑な避難への支障を低減するため、建築物の耐震化や不燃化を進めるとともに、避難路やオープンスペース※の適切な確保など、被害が拡大しにくい都市構造を構築することにより、震災に強い都市づくりを推進します。

(2) 震災に強い都市づくりの整備方針

① 建築物等の耐震・不燃化の促進

[変更概要]

○建築確認申請が必要のない都市計画区域外の一般住宅地に対する都市計画区域拡大指定の検討に関する記述を削除。

集約

② 震災に強い都市構造の構築

(1) 目標

[変更なし]

土砂災害等危険箇所は、大雨、台風、融雪などにより、日常的に危険性が高いことから、総合的な対策を図ることで、安全な暮らしを確保します。

また、冬期間の積雪に適切に対応した雪に強い都市づくりを進めます。

(2) 土砂災害への対応

[変更概要]

○降雨時における通報巡視体制の強化と、避難体制の確立及び強化について追記。

(3) 雪害対策の強化

[変更概要]

○GPSによる除雪管理システムの活用等について追記。

○雪害に対する適切な予防対策に関する記述を削除。

目標3-展開2
DX等の新技術の活用を踏まえ反映

5. 今後のスケジュール（案）

5. 今後のスケジュール（案）

